

## 待って！その買い取り訪問 目的は貴金属！

購入事業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」は違法ではありません。特定商取引法においてルールが定められていますが、ルールを守らない購入事業者によるトラブルが発生しています。特に高齢者に注意してほしいトラブルです。そこで、訪問購入に関するトラブルを避けるために注意点をお伝えします。

### 【事例1】士別市 70歳代 女性

一昨日、訪問買い取り事業者から「不用品はありませんか」と電話があり、不用品があったので自宅訪問を承諾し貴金属等を売却した。売却した不用品についての疑問などは何もないが、免許証の提示を求められ提示をしたが、心配になった。

### 【事例2】他地域 70歳代 女性

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。怖くなって、亡くなった夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それらを探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。

### 【ひとこと助言】

【事例1】のように品物を売却したときに、免許証の提示を求められることがあります。事業者は古物営業法によって、売り主の本人確認を義務づけられているため、個人情報の提示を求められる場合があります。【事例2】のように「どんなものでも買い取ります」という説明も鵜呑みにせず、売るつもりがなければきっぱり断りましょう。

### ■訪問購入時の注意点！

- ・訪問購入をしようとする事業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。
- ・前もって電話で訪問の承諾をした場合、事業者名・勧誘の目的・購入しようとする商品を明確にもらい、承諾していない貴金属の売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- ・商品を売却したときは、必ず契約書を受け取り、すぐに商品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先、契約解除に関する事項等必要事項が記載されているかを確認することが大切です。
- ・訪問購入は条件を満たせばクーリング・オフができます。

トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

## 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

### ■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

